

熊本県林地開発許可制度実施要項新旧対照表（課題対応部分のみ抜粋）

No	課 題	旧		新（全面改正） （下線：改正箇所）	
		条項	規定内容	条項	規定内容
1	開発行為者の責務の明文化	第3条	<p>（遵守事項） 開発行為者は、開発行為の実施に当たっては法令及び許可条件を遵守しなければならない。</p> <p>2 開発行為者は、開発行為の実施に当たっては自らの責任において施行し、かつ、その管理責任を負うものとする。開発行為者の指示を受け又はその委託を受けて開発行為に従事する者が行う当該林地開発行為についても、同様に開発行為者がその責任を負うものとする。</p> <p>3 知事は、開発行為の適正な履行を確保するとともに、法の趣旨に反する開発行為を未然に防止するため、関係市町村等と密接に連携し、林地開発許可制度の趣旨の徹底に努めるものとする。</p>	第3条	<p>（遵守事項） 開発行為者は、開発行為の実施に当たっては法令及び許可条件を遵守しなければならない。</p> <p><u>2 開発行為者は、当該開発行為地内において、工事に着手してから開発行為が完了し、第17条の知事の確認を受けるまでの間、開発行為地外への土砂崩壊、土砂流出、落石等を生じさせることがないように、万全の予防対策を講じなければならない。</u></p> <p>3 開発行為者は、開発行為の実施に当たっては自らの責任において施行し、かつ、その管理責任を負うものとする。開発行為者の指示を受け又はその委託を受けて開発行為に従事する者が行う当該林地開発行為についても、同様に開発行為者がその責任を負うものとする。</p> <p>4 知事は、開発行為の適正な履行を確保するとともに、法の趣旨に反する開発行為を未然に防止するため、関係市町村等と連携し、林地開発許可制度の趣旨の徹底に努めるものとする。</p>
2	防災施設の先行設置義務の明文化及び段階確認制度の導入	なし		第2条	<p>（定義） <u>(7) 防災施設 洪水調節池、えん堤、沈砂池、よう壁、排水施設の各施設をいう。</u> <u>(8) 防災工事 防災施設の設置に係る工事をいう。</u> <u>(9) 本体工事 防災工事以外の工事をいう。</u></p>
		なし		第13条	<p>（防災施設の先行設置及び段階確認の実施） <u>第13条 開発行為者は、防災施設を設置した後でなければ、本体工事（本体工事に係る立木伐採を含む。）に着手してはならない。</u> <u>2 次の各号の開発の段階には、速やかに林地開発行為段階確認届出書（別記19号様式）を知事に提出し、段階確認を受けなければならない。</u> <u>(1) 防災施設に係る立木の伐採完了のとき</u> <u>(2) 防災施設の箇所ごとの設置完了のとき</u> <u>(3) 前2号の段階確認を受けた後、造成工事が完了したときで工作物や施設の設置前</u></p>
3	工事の適正化を図るための施工計画の提出及び施工管理基準の明文化	なし		第2条	<p>（定義） <u>(10) 施工管理 開発行為地内工事の施工にあたり、許可した計画に適合するための管理（写真管理含む）をいう。</u></p>
		第10条	<p>（工事着手の届出） 開発行為者は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届出書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	第11条	<p>（工事着手の届出） 開発行為者は、当該許可に係る工事に着手したときは、<u>速やかに、</u>林地開発行為着手届出書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 林地開発行為着手届出書には、次の資料を添付するものとする。</p> <p><u>(1) 開発行為責任者、工事施工者、現場代理人、主任技術者及び連絡表を記載した現場組織表に施工体系図を添付したもの。</u> <u>(2) 「林地開発許可設計・審査基準」に定める施工順序に沿った工程表。</u></p>
		なし		第12条	<p>（施工管理） 開発行為者は、許可を受けた開発行為について、「<u>林地開発許可設計・審査基準</u>」に基づき適切に施工することとし、<u>工事の実施に当たり、「林地開発施工管理基準（別記3）」に基づき、出来形管理及び写真管理を行わなければならない。</u></p>
4	太陽光発電施設等に係る施工状況報告及び県の点検を明文化	第11条	<p>（施行状況報告） 開発行為者は、工事に着手してから開発行為が完了し知事の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を林地開発行為施行状況報告書（別記第19号様式）により知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の調査は、毎年3月末日現在で行うものとし、報告を4月20日までに提出するものとする。</p>	第14条	<p>（施行状況報告） 開発行為者は、工事に着手してから開発行為が完了し知事の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を調査し、その結果を林地開発行為施行状況報告書（別記第20号様式）により知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の調査は、毎年3月末日現在で行い、報告書を4月20日までに提出するものとする。</p> <p>3 太陽光発電施設その他の複数の尾根や谷の形質を変更する開発行為は、前項の報告に加え、毎年7月末日現在で調査を行い、<u>8月10日までに報告書を提出するものとする。</u></p>
		第12条	<p>（履行状況調査） 開発行為者は、知事が当該開発行為に係る履行状況の調査を実施する場合、当該調査に対して協力しなければならない。</p>	第15条	<p>（履行状況調査） 知事は、前条第2項及び第3項の報告書が提出された場合、それぞれ5月末日及び8月末日までに履行状況の調査を行うものとし、<u>開発行為者は当該調査に協力しなければならない。</u></p> <p>なお、調査において災害の発生のおそれがあると認められた場合は、<u>開発行為者は知事と協議を行なったうえで、速やかに対策を講じなければならない。</u></p>
5	災害発生時の地域の安全確保義務の明文化	第20条	<p>（災害発生時の届出） 開発行為者は、開発行為をしようとする森林の区域内において災害が発生し、かつ周辺地域に影響を及ぼし、<u>又は及ぼすおそれがある場合は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、速やかに</u>林地開発行為災害発生届出書（別記第30号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	第23条	<p>（災害発生時の応急対策） 開発行為者は、当該開発区域内において、災害が発生し、かつ、周辺地域に影響を及ぼす場合は、<u>直ちに</u>必要な応急措置を講じ安全を確保しなければならない。<u>また、開発行為者は、速やかに</u>林地開発行為災害発生届出書（別記第32号様式）を知事に提出するとともに、<u>開発時に説明した地域住民や協定締結者等へ状況を説明しなければならない。</u></p>
6	工事中止や許可取消し等の行政処分を行うことを明文化	第21条	<p>（違反行為に対する措置） 法第10条の3の規定に該当する違反行為をした者は、知事が行う現地立入調査、事情聴取等に協力しなければならない。</p>	第24条	<p>（違反行為に対する措置） <u>広域本部長等は、法第10条の3の規定に該当する違反事案の疑い又はおそれのある林地開発行為を発見し、又は市町村若しくは住民等から通報を受けたときは、速やかに調査及び確認を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>広域本部長等及び農林水産部長は、違反事案であると判断した場合、当該林地開発行為を行った者（以下「違反行為者」という。）に対し、是正するよう指導するものとする。</u></p> <p>3 知事は、違反行為者が是正指導に従わない場合は、<u>法第10条の3の規定に基づく監督処分（中止又は復旧命令）を行うものとする。</u></p> <p>4 知事は、開発行為者が、開発許可に付した条件に違反し、前項の監督処分に従わない場合は、<u>許可を取り消すことができるものとする。</u></p> <p>5 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づき認定を取得または取得予定のもと行う林地開発行為に対し、本条第2項、第3項及び第4項による文書指導、監督処分及び許可取消しを行った場合は、知事は九州経済産業局及び林野庁に対し速やかに情報提供するものとする。</u></p>